

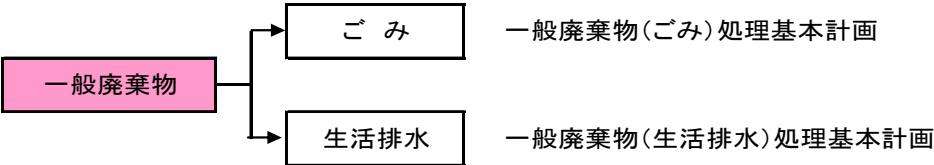
新潟市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画について

1 計画の概要

新潟市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「計画」という。）は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて策定する一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水の処理について、長期的・総合的視点に立ち、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を定めるもの。

計画期間は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と同様に、平成24年度から平成31年度までの8年間とする。

※「生活排水」家庭から出される排水で、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水とトイレから排出されるし尿をあわせたもの



2 生活排水処理に係る理念及び目標

本市は自然環境と高次都市機能の共存する田園型政令市の実現を図るとともに、さらに環境負荷の少ない循環型社会を構築し、持続可能な社会の発展を目指しています。

生活排水処理についても、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、生活環境の向上を図ることを目標とします。

3 生活排水処理施設整備の基本方針

目標達成のための基本方針を次のとおりとします

- 基本方針 1** 市街化区域等については、公共下水道の計画・整備を推進します。
- 基本方針 2** 農業振興地域については、農業集落排水施設及び公共下水道の連携により、効率的で効果的な施設の維持管理と水質保全に努めます。
- 基本方針 3** 公共下水道又は農業集落排水施設が整備された区域内においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、持続率の向上に努めます。
- 基本方針 4** 公共下水道若しくは農業集落排水施設により生活排水の処理がなされているか又は計画されている区域以外では、補助金の交付又は市が直接設置・維持管理を行うことにより、合併処理浄化槽の普及を促進します。

4 現計画の目標値及び実績

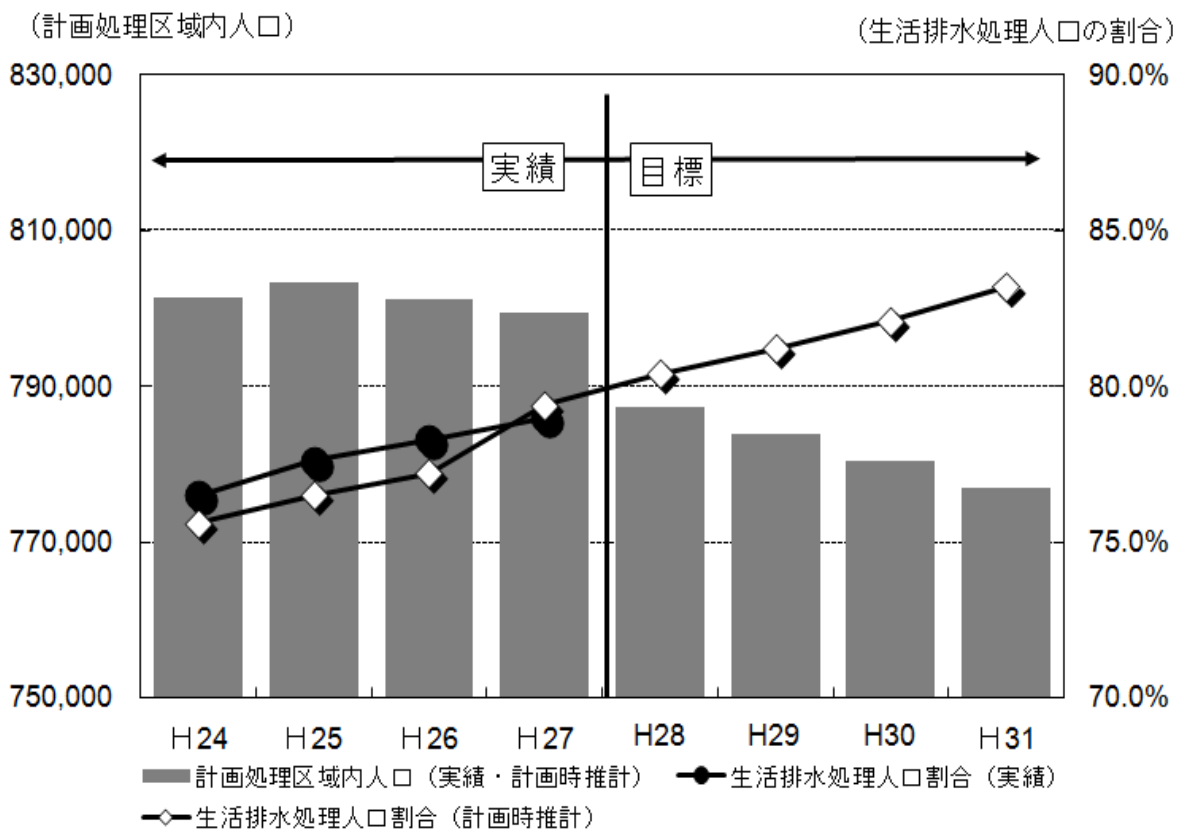
計画策定時に設定した平成31年度の計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口割合の目標値83.2%を目指し、公共下水道※1・農業集落排水施設※2・合併処理浄化槽の効率的な組み合わせにより、生活排水処理人口の増加を図る。なお、処理区域は市内全域とする。

※1「公共下水道」一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設及びその他の施設から構成される施設

※2「農業集落排水施設」農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした下水道

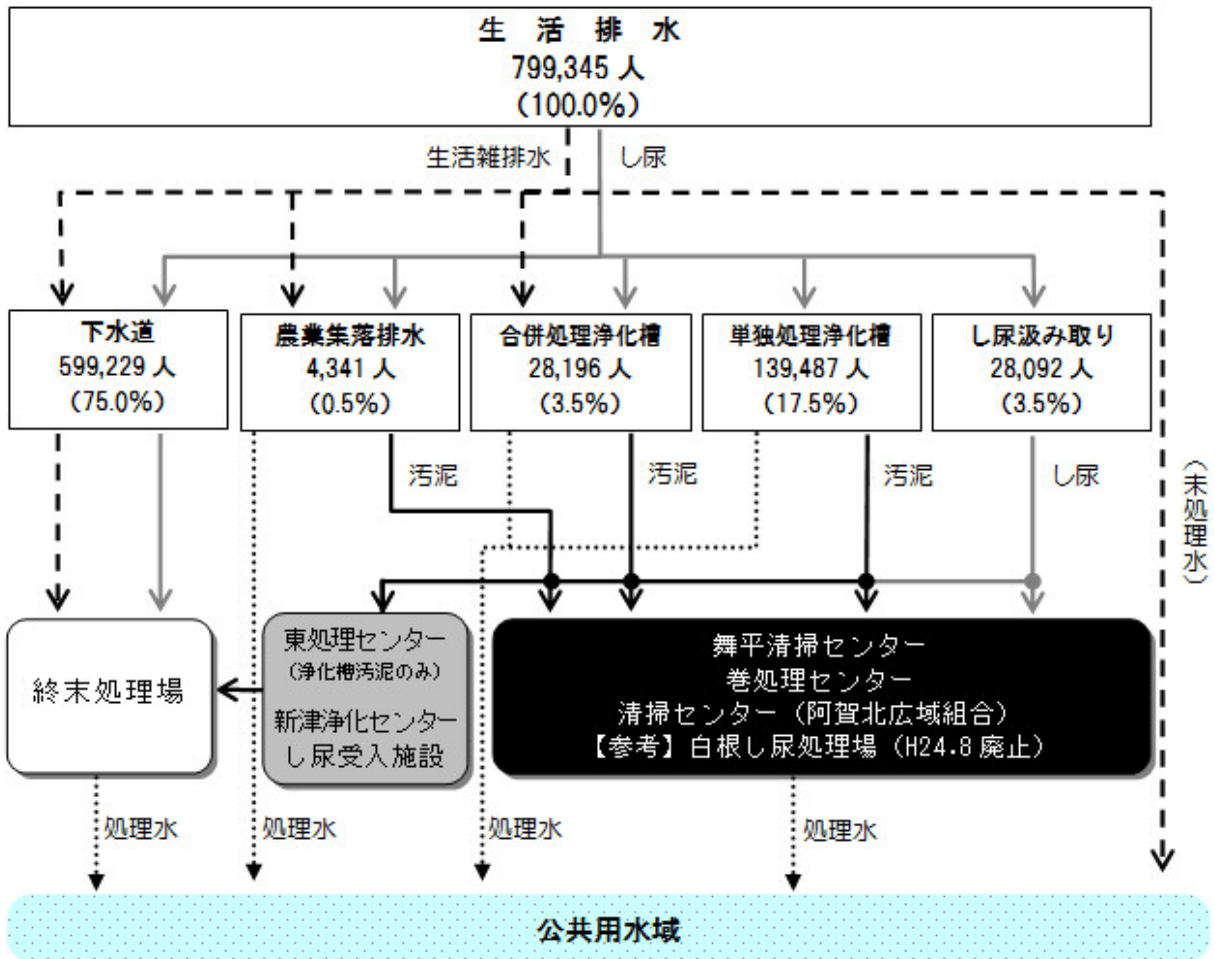
■生活排水の処理別人口

区分		年度	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H27年度 (計画時推計)	H31年度 (目標)
計画処理区域内人口	人		801,403	803,336	801,270	799,345	790,855	776,978
生活排水処理人口	人		613,186 (76.5%)	623,359 (77.6%)	627,094 (78.3%)	631,766 (79.0%)	627,943 (79.4%)	646,213 (83.2%)
生活雑排水未処理人口	人		188,217 (23.5%)	179,977 (22.4%)	174,176 (21.7%)	167,579 (21.0%)	162,912 (20.6%)	130,765 (16.8%)

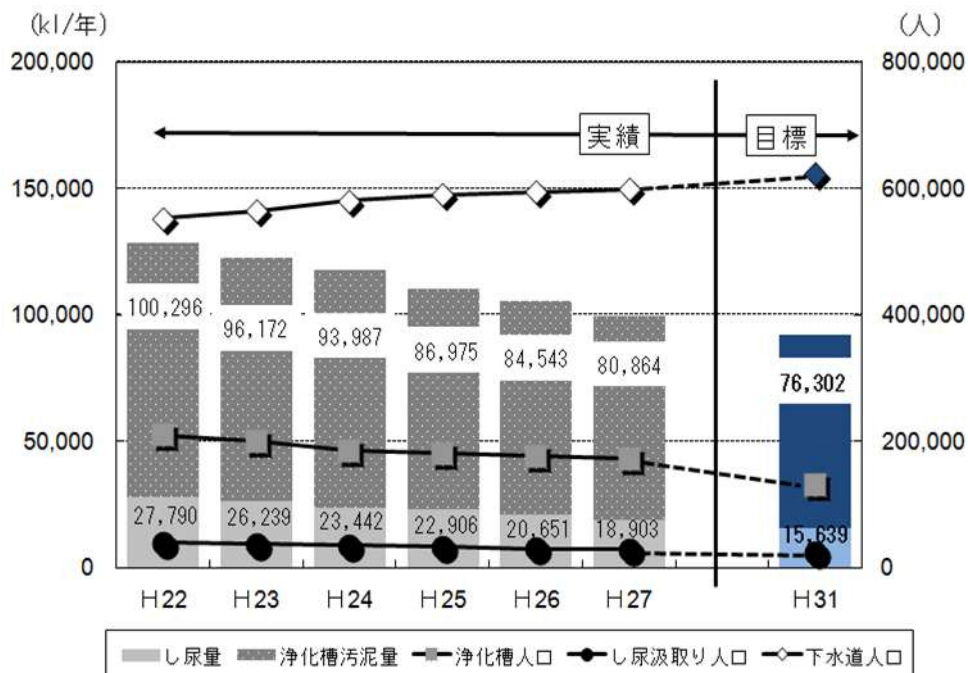


5 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理体系（平成27年度末）



(2) し尿・浄化槽汚泥等発生量の推移



(3) し尿・浄化槽汚泥処理施設及び下水道投入施設一覧 (平成27年度末)

施設名称	処理方式	規模	供用開始
舞平清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理 ※汚泥再生:高温メタン発酵	149 kI/日 ※生ごみ 1.8 t/日	平成16年1月
巻処理センター (巻し尿処理場)	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理 (低希釈二段活性汚泥処理+高度処理)	73kI/日 (100 kI/日)	平成24年4月 (昭和61年1月)
阿賀北広域組合 清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	99 kI/日	平成15年1月
東処理センター	17倍希釈(浄化槽汚泥に限る)	43.75 kI/日	平成14年4月
新津浄化センター し尿受入施設	15.9倍希釈	54.6 kI/日	平成16年1月
【参考】 白根し尿処理場	攪拌遠心分離式高負荷処理+高度処理	100 kI/日	昭和61年4月 (平成24年8月廃止)

